

1 0 年 保 存

機 密 性 2

平成 26 年 8 月 29 日から
平成 36 年 8 月 28 日まで

基 監 発 0829 第 2 号

平 成 26 年 8 月 29 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

(契 印 省 略)

「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」の一部改正について

長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応については、平成 25 年 4 月 1 日付け基監発 0401 第 1 号「長時間労働による脳・心臓疾患又は精神障害に係る労災請求が行われた事業場に対する当面の対応について」（以下「脳心内かん」という。）に基づき実施してきたところである。

今般、脳心内かんの別添の監督付表を、別紙のとおり改正し、平成 26 年 9 月 1 日から適用することとしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。



